

韓国における「飼料」の輸入規制措置の変更の概要

1. 輸入停止品目 変更なし

対象県	品目	規制内容
福島、群馬、栃木、茨城（4県）	飼料	輸入停止

2. 基準値の変更（平成25年10月25日から適用）

セシウム 370Bq/kg → 日本の基準と同じものに変更

牛、馬	: 100Bq/kg
豚	: 80Bq/kg
家禽	: 160Bq/kg
養殖魚	: 40Bq/kg

※ペットフードなど日本に基準がないものは 100Bq/kg

ヨウ素 300Bq/kg → 変更なし

3. 放射性物質検査証明書（平成25年12月26日から適用）

対象県	品目
北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（12都県）	養魚用飼料及び魚粉
青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、静岡、山梨、長野（9県）	その他の飼料 （牛、馬、豚、家禽等）